

## 法律科目試験問題（刑法） 配点 50 点

以下の【事例】における甲、乙の罪責について論ぜよ。（特別法違反は除く。）

### 【事例】

1. 甲と乙の夫婦は、共同所有するアパート A を経営し、自身もその一室で暮らしていた。A は、地上 3 階建ての木造の住宅用アパートであり、築 40 年を経過し耐火・防火構造は全く備えていなかった。A は、各階に 4 部屋を有し、それらは南北に横一列に並んで玄関の前に共用部分の廊下があった。老朽化のため、甲と乙が A の 1 階の一番南端の部屋で暮らしていることを除けば、賃借人が住んでいるのは、1 階北端の 1 部屋、3 階の北から一番目と二番目の 2 部屋のみであった。甲と乙は、A を建て替えて賃借人を増やしたかったが、住民の P（1 階北端）、Q（3 階北端）、R（3 階北から二番目）らの反対のために実現できなかった。
2. 甲と乙は、このままでは暮らしが立ち行かなくなると思い、A に火をつけて燃やしてしまおうと考えた。A が燃える際に住民が在宅していると危険なので、乙が、1 泊 2 日の温泉旅行に住民らを誘い出し、甲が、誰もいない深夜に、自宅に火を放って A を全焼させようと計画した。乙の旅行の誘いについて、Q と R は快諾したが、P は断った。乙が、「P さんがいるなら、火はつけられないね。」と言ったので、甲は、「P さんが家を空ける日がないか聞いてくる。」と言った。しかし、甲は、1 階に住む P であれば火事が起きても簡単に逃げられるだろうし、もし逃げ遅れたならばそれは P 自身が悪い、と考えて、P の予定を聞かなかつた。にもかかわらず、甲は、乙に対して、「10 月 30 日に、P さんは友人の家に泊まるらしい。」と嘘を述べ、10 月 30 日深夜に火を放つ計画を承諾させた。
3. 10 月 30 日午前、乙は、A から車で 1 時間程度の距離にある温泉旅館へ、Q と R を連れて行った。乙は、旅館へ向かう途中の会話のなかで、Q が自宅に 1000 万円のタンス預金を蓄えていることを知った。乙は、そのお金が焼失するのを惜しいと感じ、夜に A に戻って、A が燃え尽きる前に Q の部屋に合鍵で侵入して 1000 万円を奪おうと考えた。乙は、甲にこのことを知らせるつもりはなかった。
4. 10 月 30 日深夜、乙は、車で A に戻ってきた。乙は、甲がまだ火をつけていないことを確認すると、常時携帯している合鍵を使用して Q の部屋に侵入し、現金を探し始めた。甲は、乙が戻ってきて Q の部屋にいることを知らず、自室に灯油をまいて火を放った。炎によって、A は全焼した。なお、A の周りには住宅が隣接していたがそれらに被害はなく、甲自身も、火勢が近隣住宅に及ぶことは考えていなかった。
5. 火災によって、逃げ遅れた P は死亡した。Q の部屋で現金を探していた乙は、逃げ出すことができたものの、煙を吸い込んだことによる全治 1 カ月の傷害を負った。なお、乙は、Q の部屋で何も得ることができなかつた。